

新型コロナウイルス感染症拡大に対応した 電話相談を利用しましょう

法律援助事業・日本司法支援センター対応委員会 副委員長 大橋 さゆり

1 電話相談でも法律相談援助が使えます

新型コロナウイルス感染症への対策を、皆さんの事務所でも実践されていると思います。

しかし、事務所内相談スペースでの換気に留意しても、感染の心配は尽きませんし、交通機関を使う往復の移動も、できればしないで相談をしたいというニーズがあるでしょう。

この点、今年度に入って、まず4月23日から、日弁連法テラス委託援助事業で「電話相談」が援助対象となりました。

続いて、5月11日から、民事法律扶助でも「電話相談」が利用できるようになりました。

現在、両制度とも2021年3月31日までの継続が決まっていますが、必要に応じて延期されることが見込まれます。

2 民事法律扶助-持込型事務所相談にも電話相談が利用可能に

次頁の表をご参照ください。

左欄の「民事法律扶助」制度、及び「震災」と「DV等被害者」の各援助制度は、日本司法支援センター（法テラス）の行う事業です。

これについて、本年8月13日から、特に会員の皆さんがよく利用される「持込型事務所相談」にも電話相談での相談料扶助が受けられるようになっていきます。

ポイントは、「事前届出書」を法律相談開始前に法テラス大阪事務所宛にFAXしておくことです。電話相談を開始する前に、相談者の氏名・住所・電話番号・生年月日を聞き取り、相談類型として「民事法律扶助」または「DV等被害者法律相談援助」のどちらかにチェックを入れるだけです。

この「事前届出書」を提出しておくことにより、電話相談を実施した後に「援助申込書」に相談者の自筆サインを受ける必要がなくなります。その代わりに、援助申込書と法律相談票を提出する際、「事前届出書」の下部に「相談実施日」を記載して再度提出しなければなりません。

なお、本年9月15日から12月31日までは、「民事法律扶助」のみ特別に、「事前届出書」を提出しなくても電話相談での相談料扶助が受けられますのでご利用ください。この場合は、相談実施日から5営業日以内に援助申込書・相談票を大阪事務所に提出する必要がありますので、ご注意ください。

3 日弁連法テラス委託援助—電話相談 対象は①大阪府内在住者、②入管施設収容中、③近隣地域在住者

次頁の表の右欄の「日弁連法テラス委託援助」でも、電話相談が利用できます（2020年5・6月合併号本通信 vol.157にて詳報。その後、実施期間が延長されました。）。

法律相談の申込みにつき、氏名、住所その他必要な事項を契約弁護士が申込者から聞き取って記入し、申込者署名欄は契約弁護士がその責任で代筆することができます。電話等での相談である旨を必ず署名欄の余白に併記する必要があります。

なお、原則として大阪府内在住者が対象となります。例外として①入管施設収容中の外国人、②近接地域の在住者も対象として認められます。

4 電話相談でのリスクにはご注意ください

コロナ自粛での家庭内トラブル増加から、双方当事者が相談を申し込むことがあり得ます。また共同事務所などで相談を受ける際にも、相談者同士の利益相反に十分配慮してください。

電話相談は複雑な事実関係の正確な把握に限界があり、また短時間になりがちです。相談開始前に、十分な助言ができない場合があることの説明をしたり、相談途中でも、無理な助言は控えて電話相談を中止したりすることも想定しましょう。

また相談者との認識のずれから後にクレームに至ることも考えられるので、法律相談票の記載（聴き取った事案と助言の内容等）は的確に行っておくようにしましょう。

〈電話等を利用した相談〉

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民事法律扶助 2. 震災法律相談援助 3. DV等被害者法律相談援助 	日弁連法テラス委託援助
対象となる相談	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民事事件に関わる相談全般 2. 災害救助法の適用区域で東日本大震災により被災された方等を対象として、無料で行う法律相談 3. 特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている方（疑いも含む）に対し、資力に関わらず、再被害の防止に関して必要な法律相談 	<p>民事法律扶助でカバーできない法律相談類型</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 犯罪被害者法律援助 ② 難民認定に関する法律援助 ③ 外国人に関する法律援助 ④ 子どもに対する法律援助 ⑤ 精神障害者・心神喪失者等医療観察法法律援助 ⑥ 高齢者・障害者及びホームレスに対する法律援助（生活保護申請援助）
対象とならない相談	持込型事務所相談（後述）には、震災法律相談援助を含まない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事被疑者弁護援助 ・ 少年保護事件付添援助
相談申込方法	<ol style="list-style-type: none"> ① センター相談 ② 指定相談場所相談 ③ センター配てん型事務所相談 ④ 持込型事務所相談（事前届出制事務所相談）…事前届出書をFAXしておくことにより、援助申込書に相談者の自署が不要。 	<p>契約弁護士の事務所、または法テラス委託援助事業の指定相談場所。</p> <p>法律相談の申込みにつき、氏名、住所その他必要な事項を契約弁護士が申込者から聞き取って記入する。</p> <p>申込者署名欄は代筆し、余白に電話相談である旨を併記する。</p> <p>原則として大阪府内在住者が対象。例外として①入管施設収容中の外国人、②近接地域の在住者も対象。</p>
実施後の報告	事前届出書の下部に相談実施日を記入したものととも、必要事項を記入した援助申込書・法律相談票を、 相談実施から1か月以内に 地方事務所に提出する。	必要事項を記載した法律相談申込書・実施報告書を、 相談実施から1か月以内に 地方事務所に提出する。
実施期間	2020年5月11日から（④は同年9月1日から）、2021年3月31日まで	2020年4月23日から、2021年3月31日まで
特別運用	④持込型事務所相談（事前届出制）につき、 12月31日までは事前届出書不要 （相談実施日から 5営業日以内 に援助申込書・法律相談票を提出する）。	
詳しい説明・書式	<p>*日弁連会員専用ページ HOME≫お知らせ≫2020年≫ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本司法支援センター業務方法書等の変更（遠隔相談の実施）について</p>	<p>*当会HP会員専用サイト 書式・資料≫法律援助事業≫ 『日本弁護士連合法テラス委託援助業務利用の手引【弁護士用】2020年4月』 126頁以下</p>